

義務教育の在り方ワーキンググループ

中間まとめ

令和5年12月28日

中央教育審議会初等中等教育分科会
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた
学校教育の在り方に関する特別部会
義務教育の在り方ワーキンググループ

目次

I. はじめに	1
II. 義務教育の意義を踏まえたこれからの学校の在り方に関する基本的な考え方	4
1. 義務教育を取り巻く状況	4
(1) 個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた改革の方向性	4
(2) 義務教育を取り巻く今日的な課題	4
①新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響	5
②児童生徒の指導上の様々な課題	6
③質の高い教師の確保のための環境整備	7
④情報化の加速度的な進展と学校における変化	8
2. 義務教育の意義を踏まえたこれからの学校の在り方に関する基本的な考え方	9
(1) 我が国における学校の意義・役割の歴史的経緯	9
(2) 義務教育の目的と学校の役割	10
(3) 日本型学校教育の強みと弱み	12
(4) 目指すべき義務教育・学校教育の姿及び取組の方向性	13
①義務教育の中核としての学校教育の役割	13
②公教育としての共通性の担保と多様性の包摂	13
③児童生徒と教師が集い、共に学び、生活する場としての価値の最大化	14
④生涯学習社会を生き抜く自立した学習者の育成	16
⑤義務教育の目的を達成するための創意工夫の発揮	17
⑥公教育を支える学習基盤に係る一体的な検討・充実	18
III. 学びにおけるオンラインの活用	19
1. 基本的な考え方	19
2. 必要な方策	21
(1) 義務教育におけるオンラインを活用した学びの充実のための取組	21
①義務教育段階における活用方策	21
②小中学校の連携・接続	24
③中山間地域や離島等に立地する小規模校における活用	25
④更なる推進のための遠隔教育特例校制度の見直し	27
(2) オンラインを活用した学びへのアクセスを保障するための取組	29
①不登校児童生徒への対応	29
②義務教育未修了者・形式卒業者への対応	31
(3) 働き方や生活スタイルの多様化への対応	32
IV. おわりに	34

I. はじめに

- 『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3（2021）年1月中央教育審議会。以下「令和答申」という。）においては、2020年代を通じて実現すべき学校教育に向けて、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に取り組むこととしている。
- この「令和の日本型学校教育」の実現のため、令和答申後、学習指導要領の着実な実施等を含め、教師、学校、教育委員会等の関係者において様々な取組や努力がなされてきた。特に、「GIGAスクール元年」とされる令和3（2021）年度以降、1人1台端末を活用しながら、子供一人一人の学習進度や興味・関心等に応じた学びや、異なる感性や考え方に触れ、刺激し合いながら学びを深めていく取組が各地で進められている。
- このように、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の実現のためには、ICTを活用した学びが重要な役割を担うこととなるが、その推進に当たっては、Society 5.0時代に向けた社会変化の加速度的な進展や、それに伴う今後の新たな教育の可能性を見据え、これからの義務教育や学校における学びの在り方についての基本的な考え方を整理するとともに、1人1台端末等の活用を含めた多様で柔軟な学びの具体的な姿を明確化することなどが求められる。
- こうした点を踏まえ、義務教育の在り方ワーキンググループにおいては、以下の検討事項について、令和4（2022）年10月から9回の会議を開催し、議論を行ってきた。
 - ・ 子供たちに必要な資質・能力と学校が果たす役割
 - ・ 全ての子供たちの可能性を引き出す学びの実現
 - ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの具体化
 - ・ 多様性と包摂性に基づく学校文化の醸成
 - ・ 学びにおけるオンラインの活用
 - ・ 学校教育になじめないでいる子供に対する学びの保障
- 議論に当たっては、各委員からの報告のほか、教育委員会や関係者等へのヒアリングを行い、令和5（2023）年3月には、本ワーキンググループとして論点整理を取りまとめ、各論点に対する問題意識や課題等が示されたところである。
- 他方、義務教育を取り巻く今日的な課題は、それぞれ待ったなしの状況にあり、以下に例示したものはじめ、国や中央教育審議会において専門的な検討が進められている状況にある。

【不登校児童生徒をはじめとした諸課題への対応】

- ・ 不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、令和5（2023）年3月、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」¹が取りまとめられ、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」において、同プランの進捗状況のフォローアップが行われている。
- ・ 令和4（2022）年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を踏まえ、令和5（2023）年10月には、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の強化を図るため、「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」²が取りまとめられている。

【教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方】

- ・ 令和4（2022）年11月に、「今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会」が設置され、現行の学習指導要領の実施状況等を踏まえつつ、今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方についての専門的な検討が進められている。

【デジタル学習基盤の整備】

- ・ 令和5（2023）年4月に、中央教育審議会に「デジタル学習基盤特別委員会」が新たに設置され、学校 ICT 環境の整備やその活用推進の在り方、デジタル教材の在り方、教育データの利活用や教育情報セキュリティの推進方策等、デジタル学習基盤の整備・充実やそれを活用した教育のデジタル化の推進について検討が進められている。
- ・ 令和5（2023）年7月には、同特別委員会における議論も踏まえ、学校現場における生成 AI の活用の適否の考え方を示すものとして、「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」³が公表されている。

【質の高い教師の確保】

- ・ 令和5（2023）年5月に、中央教育審議会に「質の高い教師の確保特別部会」が

¹ 全ての不登校児童生徒の学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えること、心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援すること、学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするものの3点が主な取組の柱となっている。

² 不登校緊急対策、いじめ緊急対策、学校における組織的対応を支える取組からなり、特に不登校については、COCOLO プランを前倒しし、①不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、②心の小さな SOS の早期発見、③情報発信の強化に関する取組を進めることとしている。

³ ガイドラインでは、利用規約の遵守を前提に、発達段階を踏まえ、事前に生成 AI の性質を十分理解させることが可能かを見極めた上で、「教育活動の目的を達成する上で効果的か否かで判断すべき」との考えを示し、活用が適切でない例と活用が考えられる例の両方が示されており、今後も機動的に改訂を行うことが予定されている。

新たに設置され、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策に係る文部科学大臣からの諮問に基づき、更なる学校における働き方改革、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実の在り方について検討が進められている。

- ・ 令和5（2023）年8月には、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」が取りまとめられたところであり、今後、緊急提言に掲げた取組の進捗状況等も必要に応じて議論に反映させることとして、引き続き制度的な対応が必要な施策の具体的な検討を含む議論・検討が進められている。

【学校施設の質的改善・向上】

- ・ 令和3（2021）年1月に、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」に「新しい時代の学校施設検討部会」が設置され、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について、最終報告が取りまとめられた。
- ・ 令和5（2023）年1月には、同調査研究協力者会議に「学校施設の質的改善・向上に関するワーキンググループ」が設置され、具体的・専門的な検討が行われている。

○ このように、義務教育を取り巻く様々な課題への対応について、それぞれ専門的な議論・検討が進みつつあることを受け、本ワーキンググループにおいては、令和答申以降の議論の蓄積も踏まえつつ、義務教育における今後の学校の在り方についての基本的な考え方や、その実現に向けた取組の方向性について、これまでの議論を中間まとめとして取りまとめることとしたものである。このうち、「学びにおけるオンラインの活用」については、今後の学校教育の展開の在り方に大きく影響する可能性を有するものであることから、本ワーキンググループにおいて具体的な議論を深めたところであり、本中間まとめにおいては、その内容を一つの章を設けて取り上げている。

○ 本中間まとめを契機として、学校、教育委員会、家庭、地域、関係機関など、義務教育を支える関係者において、今後の義務教育、学校教育の方向性に係る共通理解が図られ、令和の日本型学校教育の実現・充実に向けた更なる取組が進むとともに、本中間まとめの基本的な考え方が、上記で紹介したようなそれぞれの会議体等の垣根を越えて、今後の各会議等における専門的な議論を進めるに当たっての共通の方向性となることを期待する。

Ⅱ. 義務教育の意義を踏まえたこれからの学校の在り方に関する基本的な考え方

1. 義務教育を取り巻く状況

(1) 個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた改革の方向性

- 社会の在り方が「非連続」に変わる Society 5.0 時代の到来が叫ばれて久しい。「Society5.0 に向けた人材育成～社会が変わる，学びが変わる～」(平成 30 (2018) 年 6 月 5 日。以下「タスクフォース提言」という。) ⁴では、AI やビッグデータ等の先端技術が学びの質を加速度的に充実するものになる世界：Society 5.0 における学校(「学び」の時代)が間もなく到来するとし、その際の公教育の重要な役割は子供の学びの状況を観察し、個々人に応じた学びの実現を支援すること、また学校は、実体験や他者との対話・協働をはじめ多様な学習活動の機会を公正に提供する役割を重視することとしている。

- 令和答申においては、このように急激に変化する時代の中で、一人一人の児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、学習指導要領の着実な実施を通して、子供たちの資質・能力を着実に育成することが重要であるとしている。その上で、我が国の学校教育がこれまで果たしてきた役割やその成果を振り返りながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加など子供たちの多様化、教師の長時間勤務による疲弊など、直面する様々な課題を踏まえ、タスクフォース提言の方向性と軌を一にするものとして、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」のための改革の方向性等が取りまとめられた。

- 令和答申において示された改革の方向性等を受け、少子化の加速による学校の小規模化の進行、義務教育未修了者 ⁵・形式卒業者 ⁶の存在、二地域居住やワーケーション等の人々の働き方や生活スタイルの多様化など、義務教育を取り巻く様々な状況の変化も踏まえながら、令和答申の内容を実質的に実現するための具体策が求められているところである。

(2) 義務教育を取り巻く今日的な課題

- 上記で指摘された様々な課題は今日においても引き続き共通するものであるが、令

⁴ Society5.0 に向けた人材育成にかかる大臣懇談会・新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する文部科学省内タスクフォース

⁵ 未就学者及び最終卒業学校が小学校の者を指す。

⁶ 不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者を指す。

和答申後に特に顕在化が指摘されている今日的な課題としては、主に以下のものが挙げられる。

①新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における学校教育や児童生徒の状況について具体的なデータが明らかとなっている。
- 日本では、令和2（2020）年3月から全国的に臨時休業の措置が取られ始め、同年4月から翌年5月までの間、半数以上の中学校が30日以上60日未満の日数で臨時休業等⁷を実施した⁸。加えて、学校が再開してからも、芸術鑑賞会や職場見学・職場体験など、集団で行ったり移動を伴ったりする行事が多く学校の学校で中止された⁹。
- このような、学校の臨時休業や学校教育活動の制約にも関わらず、学校教育の現場を担う教師や教育委員会、NPO等の教育事業関係者、保護者、さらには子供たち自身の懸命な努力の下、GIGAスクール構想の前倒しによる1人1台端末の整備及び端末を活用した学びを継続するための様々な取組等を通じ、国全体として、子供たちの学力の低下は見られなかったところである¹⁰。一部の国では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経て子供たちの学力の低下等の課題が生じていることが報告されており¹¹、様々な制約の中でも、日本において子供たちの学力の低下を防止することができた点については、子供たちの学びを支えた関係者の努力の成果として国際的にも評価できるものであったと考えられる。
- この点、経済協力開発機構（OECD）が令和4（2022）年に実施した生徒の学習到達度調査（PISA2022）の調査結果においても、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、2018年調査から2022年調査にかけての変化において、日本はOECDより「レジリエントな」国の一つとして評価されている¹²。また、生徒の社会経済文化

⁷ 短縮授業・分散登校を含み、春季休業を含まない。地域一斉による臨時休業期間であり、個別に行われていた臨時休業等は含まない（臨時休業が2期間にわたって行われていた場合には最も長い臨時休業等の実施期間を回答）。

⁸ 文部科学省・国立教育政策研究所「令和3年度全国学力・学習状況調査」

⁹ 文部科学省「新型コロナウイルス感染症と学校等における学びの保障のための取組等による児童生徒の学習面、心理面等への影響に関する調査研究」

¹⁰ 文部科学省・国立教育政策研究所「令和3年度全国学力・学習状況調査「経年変化分析調査」」より。また、文部科学省・国立教育政策研究所「OECD生徒の学習到達度調査 PISA2022のポイント」によると、日本は数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの3分野全てにおいて、2018年調査から2022年調査にかけて平均得点が上昇している（統計的には、読解力及び科学的リテラシーは有意に上昇、数学的リテラシーには有意差はない）。

¹¹ 文部科学省・国立教育政策研究所「OECD生徒の学習到達度調査 PISA2022のポイント」によると、2018年調査から2022年調査にかけてOECDの平均得点は低下している。

¹² 文部科学省・国立教育政策研究所「OECD生徒の学習到達度調査 PISA2022のポイント」より。

的背景（ESCS）と平均得点の関係については、日本は、数学的リテラシーの平均得点が高い国の中では ESCS 水準別に見た数学的リテラシーの得点差が小さい国の一つで、かつ、ESCS が生徒の得点に影響を及ぼす度合いが低い国の一つとされている。

②児童生徒の指導上の様々な課題

- 子供たちの体力の低下¹³や、不登校児童生徒の増加¹⁴等の課題が生じている。特に不登校児童生徒の数が 10 年連続で増加し、小・中・高等学校合計で約 36 万人を超えるなど過去最多を更新している点については、重く受け止めるべき大きな課題となっている。
- また、いじめ重大事態発生件数や暴力行為についてはともに令和 4（2022）年度に増加し、過去最多となっているほか、児童生徒の自殺も増加しているなど、その他の児童生徒の指導上の諸課題についても、憂慮すべき状況にある。
- 加えて、学校には来ているが居づらい思いをしている子供たちへの対応についても検討する必要がある。「学校に通うのは楽しい」かどうかについて、小学校 4 年生から中学校 3 年生までの全ての学年において約 10%が「あまりあてはまらない」又は「まったくあてはまらない」と回答¹⁵している。また、「学校で勉強することは楽しい」かどうかについて、学年、学校段階が上がるにつれて、肯定的な回答をする子供の割合が減少する傾向にあり、中学生については、「あまりあてはまらない」又は「まったくあてはまらない」と回答した子供の割合が全ての学年で 2 割以上となっている。このほか、「授業の内容が難しすぎると思う」という問いに対して、「とてもあてはまる」又は「少しあてはまる」と回答した子供は小学校 4 年生から中学校 3 年生までの全ての学年において 2 割から 3 割程度存在している。反対に、「授業の内容が簡単すぎると思う」という問いに対しては、学年、学校段階が上がるにつれて割合が減少する傾向にあるものの、最も割合が少ない中学校 1 年生においても、約 10%が該当する旨の回答をしている。さらに、このような、学校生活や学習に関する困難や課題が不登校等につながっているという指摘もあり、こうした様々な困難や課題を抱える子供たちにも十分留意することが重要である。

OECD は、①数学の成績、②教育におけるウェルビーイング、③教育の公平性の 3 つの側面について、2018 年調査から 2022 年調査にかけての変化に着目し、この 3 つの側面全てにおいて安定又は向上が見られた国・地域を「レジリエントな」国・地域と分析し、日本、韓国、リトアニア、台湾のみが挙げられている。

¹³ スポーツ庁「令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

¹⁴ 文部科学省「令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

¹⁵ 文部科学省「義務教育に関する意識に係る調査」（令和 5 年 12 月公表）

- 令和答申等において、その指導・支援の在り方に関する議論の必要性が指摘された特定分野に特異な才能のある児童生徒についても、「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議審議まとめ～多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として～」(令和4(2022)年9月26日特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議)¹⁶を踏まえて、特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進、多様な学習の場の充実等、特性等を把握する際のサポート、学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供、実証研究を通じた実践事例の蓄積等に総合的に取り組んでいくことが求められる。

③質の高い教師の確保のための環境整備

- 学校における働き方改革については、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31(2019)年1月中央教育審議会)等に基づき、国においては、令和元年の給特法¹⁷改正を踏まえ、勤務時間の上限等を定める指針を策定するとともに、学校・教師が担う業務の役割分担・適正化、教職員定数の改善、支援スタッフの充実、校務DXの推進などに取り組んできた。
- その後、令和4(2022)年度実施の教員勤務実態調査の速報値が公表された。平成28(2016)年度実施の前回調査と比較すると、全ての職種で、平日・土日ともに在校等時間が減少している一方で、依然として、長時間勤務の教師が多いという実態が明らかとなった。
- また、令和3(2021)年度始業日時点で、全国で2,558人の教師の不足が発生¹⁸しており、こうしたいわゆる「教師不足」¹⁹の状況は、児童生徒等の学びに支障をきたすことになりかねない重大な課題となっている。加えて、近年の大量退職・大量採用などの状況の中で、特に採用ニーズの高い小学校教師に係る新規採

¹⁶ 同審議まとめにおいては、「義務教育は憲法や教育基本法に基づき、全ての子供たちに対し、社会において自立的に生きる基礎や、国家や社会の形成者として基本的な姿勢を養うことを目的とするものであり、これは特異な才能のある児童生徒にとっても変わるものではない。このため、特に義務教育段階においては、様々な背景により多様な教育的ニーズのある子供たちに対して、将来的な自立と社会参加を見据えて、子供たち同士が共に生き、共に学ぶ空間としての学校内の多様性と包摂性を高める中で、一人一人の社会性を涵養していくことが重要である。こうした義務教育段階の学校の役割、機能を踏まえると、例えば、飛び級などの「完全早習」を行うことについては慎重に検討することが求められる。」とされている。

¹⁷ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)

¹⁸ 文部科学省「『教師不足』に関する実態調査」(令和4年1月公表)

¹⁹ 実際に学校に配置されている教師の数(配置数)が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において配置されている教師の数(配当数)を満たしていない状態。

用倍率が一貫して低下傾向にある等、全国的に教師の確保についての課題が指摘されている。

- このように、「令和の日本型学校教育」の実装を担い、その成否を左右する教師を取り巻く状況が厳しさを増している中で、教師に質の高い人材を確保し、抜本的に教職の魅力を向上させることが喫緊の課題となっている。

④情報化の加速度的な進展と学校における変化

- 「令和の日本型学校教育」の実現のためには、質の高い教師を確保することと併せて、ICT環境の整備が必要不可欠である。国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学習の遅れが生じないように、当初5カ年を予定していた整備計画を大幅に前倒し、令和3（2021）年3月末には、おおむね1人1台端末の環境整備を達成している。また、指導者用端末や学校におけるネットワーク環境、学校・市区町村を越えて広域的なICT運用を支援するGIGAスクール運営支援センターの整備支援のほか、ICT支援員の配置促進などの取組を進めている。

- この結果、約9割の小・中学校において、1人1台端末を「ほぼ毎日」又は「週3回以上」授業で活用している²⁰など、地域や学校等によって差は見られるものの、端末の日常使いは着実に進んでおり、学校における学びの有り様が大きく変化しつつある。例えば、1人1台端末においてクラウド環境を活用しつつ、多様な教材や情報に子供たちが自らの判断に基づきアクセスすることができるようになることで、それぞれにとって最適な教材や情報と出会える可能性が増し、子供たちが主体的に学びを深めていくことが期待されている。

- また、校務DXの観点では、統合型校務支援システムの整備率は86.3%まで上昇²¹しており、「GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」の提言²²においては、教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化に向けた次世代の校務DXの方向性が示された。この提言に基づき、国において、校務系・学習系ネットワークの統合、クラウド活用を前提とした次世代校務DXの実証を進めつつ、自治体の校務DXの阻害要因の実態調査を行うとともに校務での汎用クラウドツールの活用の徹底を働きかけているところである。

- このように、学校におけるICT環境の整備は、空間的・時間的制約を乗り越えながら、個々の子供に応じた柔軟な学びや協働的な学びの実現を可能とするほか、

²⁰ 文部科学省・国立教育政策研究所「令和5年度全国学力・学習状況調査」

²¹ 文部科学省「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

²² GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議「GIGAスクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」(令和5年3月)

校務 DX を通じた働き方改革や学校経営・学習指導・教育政策の高度化を実現するなど、義務教育における学習基盤や教育環境を劇的に変えることが期待されている。

- 加えて、昨今、社会においては ChatGPT や Bing Chat 等の生成 AI の利用が急速に普及している。生成 AI については、技術革新やサービス開発が飛躍的に進展し、多大な利便性があるとされる反面、個人情報や著作権保護の観点など、様々な懸念が指摘されているところであり、特に、学校における利用については、批判的思考力や創造性への影響等のリスクについての指摘がなされている。一方、学習指導要領で「情報活用能力」が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられている中、こうした生成 AI をめぐる懸念点等を十分に踏まえつつ、未来社会を生きる子供たちが、近い将来こうした新たな情報技術を使いこなしていくための力を育てていくことが重要である。

2. 義務教育の意義を踏まえたこれからの学校の在り方に関する基本的な考え方

(1) 我が国における学校の意義・役割の歴史的経緯

- 我が国における近代教育の開始は、約 150 年前、明治 5 (1872) 年公布の「学制」にさかのぼる。小学校・中学校・大学校からなる学校体系の下、進級は必ず試験によることとし、学力水準に応じて児童を配置する等級制が導入された。全ての人々が基本的な学校教育を受けられることを目指し、民衆の自発的参加と教育費の受益者負担を原則とした近代的なものであったが、学制発布の翌年 (明治 6 (1873) 年) における就学率は 28%程度に過ぎないなど、その理念の実現に当たっては課題を有していた。
- こうした等級制に基づき段階に応じた知識を習得する場所としての学校の性格は、明治 24 (1891) 年の「学級編制等二関スル規則」を契機に転換点を迎える。学校の基盤が等級から学級へと変化し、それまで、年齢が異なる等級ごとの子供たちの集団を教えていた教師は、以降、同年齢ではあるが、学力に幅のある多様な子供たちを教えることとなった。また、知・徳・体を一体として育むため、生活の場としての教室やカリキュラムの整備なども経て、学級ごとの共同体としての学校の性格が強まり、我が国における今日の学校の土台を形成していった。
- 義務教育の成立という観点からは、その前提となる就学義務と学校設置義務について、それぞれ、現在とは異なる形ながらも、明治 19 (1886) 年の小学校令で保護者が子供を小学校に就学させる義務が規定され、明治 23 (1890) 年の第二次小学校令において市町村は学校を設置すると規定された。明治 33 (1900) 年の改正では学齢児童の雇用者は就学を妨げてはならないことが定められ、公立小学校の授業料が原則無償とされたことなどに伴い、就学率も 8 割程度に上昇したが、中退することなく子供たち

が卒業するという形で実質的に定着したのは1930年代との指摘もある。

- 戦後においては、教育を受ける権利及び普通教育を受けさせる義務が位置付けられた憲法、教育基本法の理念の下、学校教育法その他の各種法令に基づき教育の機会均等、教育水準を確保してきた。中でも、学校教育法第1条に規定するいわゆる「1条校」は、学習内容のみならず、人的配置、教材、施設設備、保健管理・安全管理等、様々な側面からその質が法的に担保されており、保護者の就学義務は、子供の1条校への就学をもって履行されたこととなる。この点、就学義務は、憲法の規定を受け、教育基本法や学校教育法において、保護者に対し子供を学校に就学させる義務を課すことにより、子供の教育を受ける権利を保障するという義務教育制度の根幹とも言えるものである。
- 我が国の義務教育においては、このように、学校への就学を原則としつつ、教育課程に係る様々な特例を認めることなどにより、多様な学校の在り方が可能となっている。例えば、教育課程特例校や授業時数特例校といった学校や地域の実態に照らしてより効果的な教育を実施するための教育課程の特例や、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒、学齢期を経過した者等、特別の配慮を要する児童生徒の実態に配慮した教育を実施するための教育課程の特例など、学校において特別の教育課程の編成を認める様々な制度が設けられている。
- 他方、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律において、不登校児童生徒や義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者などに対する教育を受ける機会の確保と併せて、不登校児童生徒の学校以外の場における多様な学習活動の重要性及び児童生徒によっては休養が必要なこともあることにも配慮しつつ一人一人に合った支援を行うことが法令上初めて明文化された。また、休養の必要性については、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することにも留意するよう、国において通知がなされている。
- こうした中、近年、不登校児童生徒の数が増加していることや、不登校児童生徒のうち教育支援センターや、フリースクール等を含む民間団体、民間施設等の学校外の機関で相談・指導等を受けた者の数が増加している²³こと等を踏まえつつ、昨今、学校と学校以外の学びの場の「境界線」が揺れているとの指摘もあったところである。

(2) 義務教育の目的と学校の役割

²³ 文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和4（2022）年度に、不登校児童生徒のうち、教育支援センターで相談・指導等を受けた者は25,292人、フリースクール等を含む民間団体、民間施設で相談・指導等を受けた者は12,089人いる。一方で、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない者は114,217人で、約4割となっている。

- 教育基本法において、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行うことが目的とされている。
- また、義務教育の目的は、一人一人の児童生徒の有する能力を伸ばしつつ社会で自立的に生きる基礎を培うことと、国家及び社会の形成者として必要な基本的な資質を養うことの2点にある旨が規定されている。義務教育が行われる学校の今後の在り方については、これらの目的を実現するためにどのようにあるべきかといった視点から検討を深めていくことが重要である。
- 目指すべき社会像の中での教育の在り方を示した「教育振興基本計画」（令和5（2023）年6月16日閣議決定）においては、2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング²⁴の向上」を掲げ、これらの相互循環的な社会の実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていくことが必要であることが示された。一人一人の多様なウェルビーイングと社会の持続的な発展が両立し、循環する社会の実現を目指すことは、教育基本法に定められた義務教育の目的そのものであるとも言える。
- また、日本の学校教育の本質的な役割については、令和答申において、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障の3点が掲げられた。
- これらに加え、前述のとおり、日本の学校は、学習指導要領の着実な実施を通じて子供たちの資質・能力を育むことに加え、多様な同世代の子供たちが通う共同体として歴史的に形成されてきたものであり、学年・学級という生活を共にする集団の中で、多様な他者に出会い、共感や軋轢の中で自己を知り、高めるとともに、他者とどのように共存するかという、社会を形成していく上で不可欠な人間同士のリアルな関係づくり²⁵を子供たち相互の関係で学ぶ貴重な場となっている。

²⁴ 個人が獲得・達成する能力や状態に基づくウェルビーイング（獲得的要素）を重視し、自尊感情や自己効力感が高いことが人生の幸福をもたらすとの考え方が国際的に強調される中、我が国においては、利他性、協働性、社会貢献意識など、人とのつながり・関係性に基づく要素（協調的要素）が人々のウェルビーイングにとって重要な意味を有していることを踏まえ、ウェルビーイングの獲得的要素と協調的要素を調和的・一体的に育む日本発のウェルビーイングの実現を目指すことが求められている。また、日本社会に根差したウェルビーイングの要素として、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などが挙げられている。

²⁵ 令和答申においては、「協働的な学び」において、同じ空間で時間を共にすることで、お互いの感性や考え方等に触れ刺激し合うことの重要性について改めて認識する必要がある。人間同士のリアルな関

(3) 日本型学校教育の強みと弱み

- これからの義務教育や学校教育の在り方を考える上で、これまでの日本型学校教育の「強み」を、誇りを持って一層伸ばすと同時に、「弱み」を共有し、補うという視点も重要である。本ワーキンググループにおいては、時代や社会の変化の中で、強みだったものが弱みとなり、弱みだったものが強みとなることもある点にも留意すべきであるとした上で、日本型学校教育の強みや弱みについて以下の点が指摘された。

【日本型学校教育の強み】

- ・ 知・徳・体をバランス良く育む全人的な教育を重視し、国際的にも評価されていること。
- ・ こうした全人的な教育を重視する考え方が学習活動における教師による子供たちへの働きかけに反映され、教師は、子供たちへの信頼や期待の下、その価値ある行動を見取り、子供たちに伝えることで意識付けを行うという積み重ねを通じ、その資質・能力を育成してきたこと。
- ・ OECD の PISA における世界トップレベルの数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーなど、国際的に高い水準で子供たちの知識や思考力を育ててきているほか、家庭の社会経済的背景（SES）が児童生徒の学力に影響する度合いが低く、さらに学校の授業などがそれを軽減している可能性があること²⁶。
- ・ 学習機会・学力や全人的な発達・成長を保障することに加え、人と安全・安心につながるができる居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割も担ってきたこと。

【日本型学校教育の弱み】

- ・ 「全ての子供たちが同じことを同じように出来るようになる」ことや、全員を同じ「正解」に導くことを目指し、過度に同調圧力を高めている傾向があること。
- ・ このような有り様は、結果として子供たちの学習の自立を損ない、子供たちを自立した学習者として十分に育むことができない場合があること²⁷。

係づくりは社会を形成していく上で不可欠であり、知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供の関わり合いや子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する学習・実験、地域社会での体験活動、専門家との交流など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI 技術が高度に発達する Society5.0 時代にこそ一層高まるものである。」とされている。

²⁶ 文部科学省・国立教育政策研究所「OECD 生徒の学習到達度調査 PISA2022 のポイント」によると、3分野の日本の順位は、OECD 加盟国中、全参加国・地域中の順に、数学的リテラシー（1位／5位）、読解力（2位／3位）、科学的リテラシー（1位／2位）。また、数学的リテラシーの平均得点が高い国の中では、日本は ESCS 水準別に見た数学的リテラシーの得点差が小さい国の一つで、かつ、ESCS が生徒の得点に影響を及ぼす度合いが低い国の一つとされている。さらに、文部科学省・国立教育政策研究所「令和5年度全国学力・学習状況調査の結果」によると、授業の中で、主体的・対話的で深い学びに取り組んだ児童生徒は、SES が低い状況にあっても、各教科の正答率が高い傾向が見られる。

²⁷ 文部科学省・国立教育政策研究所「OECD 生徒の学習到達度調査 PISA2022 のポイント」において

- ・子供たちの行動を統制したり、管理したりする傾向が強く、形式的な伝統行事の実施等の前例踏襲による学校運営が教師の多忙化にもつながっていること。
- ・子供たちの幸福度は世界と比べ低く、自己肯定感や自己有用感、自ら未来を切り拓いていく力や意識を高めていく必要があること。

(4) 目指すべき義務教育・学校教育の姿及び取組の方向性

①義務教育の中核としての学校教育の役割

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で実施された全国的な臨時休業等を経て再認識されたように、公教育である学校教育は、義務教育を保障するものとして、学力を育むだけでなく、学校生活全般において、他者と関わり合いながら、共に学び、人間性を涵養していく重要な役割を果たすものである。
- 我が国において歴史的に形成されてきた、社会の分断や格差を防ぎ、他者への信頼に基づく民主的で公正な社会を実現するという学校の役割は、今日、ますます重要となっている。本ワーキンググループにおいては、不登校児童生徒をはじめとして、実質的に学校以外の学びの場が唯一の学びの場となっている子供たちの存在を受け止める必要がある一方で、学校と学校以外の学びの場の「境界線」を取り除くこと、すなわち学校以外の学びの場を学校と同一のものとして取り扱うことについて、こうした学校教育の本質的な役割を担保できなくなることが懸念されるとの意見があったところである。
- タスクフォース提言では、今後目指すべき社会とは、経済性や効率性、最適性だけを追求した無機質なものではなく、人間を中心とした、一人一人が他者との関わりの中で「幸せ」や「豊かさ」を追求できる社会としており、このような社会において、教育基本法が定める義務教育の目的を実現するためには、多様な他者を尊重し、包摂的な社会を形成する基盤としての学校こそが、引き続き義務教育の中核を担うべきである。

②公教育としての共通性の担保と多様性の包摂

- 学校が今後もその本質的な役割を実質的に果たしていくためには、不登校の状態にある子供たち、学びに困難を抱える子供たち、学校に居づらい思いをしている子供たちも含め、課題を抱える子供たち個人に問題があるのではなく、困難の背景にある障壁を取り除いていくという視点から、全ての子供がそれぞれの得意分野や特性等に応じて活躍できる機会や出番を意図的に作り出すことが重要である。

は、今後、学校が再び休校になった場合に、「自力で学校の勉強をこなす」、「自分で学校の勉強をする予定を立てる」、「言われなくても学校の勉強にじっくり取り組む」、「自分の学習の進み具合を評価する」、「学校の勉強をするやる気を出す」、「自分でオンラインの学習リソースを探す」等のことを行う自信がないと回答した生徒が日本は非常に多かったとされている。

- 家庭や地域等の関係者とも連携しながら、学校を、子供たちが安心して学び、ウェルビーイングを実現できる場所とするとともに、現状において何らかの理由により安心して学校に通うことができない状態にある子供たちの学びの機会の保障にも柔軟に対応できるようにすることが必要である。
 - そのためには、日本型学校教育の弱みとして指摘されている、正解主義的、教師主導的、予定調和的な在り方から抜け出し、一人一人の子供を主語にした学校教育の実現に向け、時代や社会の変化に応じて日本型学校教育の良さを受け継ぎながら更に発展させていくことが求められる。
 - 学級には多様な子供たちが存在し、その自己実現の在り方も多様であるという点も踏まえ、公教育として必要な共通性を担保しつつ、子供たちの個性や多様性を尊重し、一人一人の「良さを徹底して伸ばす」ことに対応できる学校教育の実現に向け、ICT を有効に活用しながら個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた取組を進めていくことが必要である。
 - 特に、現に不登校の状態にある児童生徒については、これらの視点を十分に踏まえつつ、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない状況の改善に努めることが必要である。
 - また、こうした取組と合わせて、不登校の状態にある児童生徒の学びや育ちを支え、義務教育の機会を実質的に保障するため、学びの多様化学校や校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）、教育支援センター等、一人一人のニーズに応じた多様な学びの場の確保や、学校や教育委員会が関与する中でのオンライン等による学習支援、NPO やフリースクール等との連携の強化、さらには夜間中学等における学習支援等、個々の不登校児童生徒の状況に応じた学びの多様化に資する環境整備を図ることが重要である。
- ③児童生徒と教師が集い、共に学び、生活する場としての価値の最大化
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で実施された全国的な臨時休業やGIGA スクール構想に基づく1人1台端末の整備等を経て、今日、オンラインやデジタル等の情報技術は、子供たちの学びをレジリエントなものとするための欠かせないインフラであると同時に、子供たちの学びを豊かなものにするために大変重要なツールとなっている。
 - 一方で、特に心身の成長・発達が著しい義務教育段階にある子供たちの知・徳・体を一体で育む場である学校教育との関係においては、こうしたオンラインやデジ

タル等での学びだけでは学校教育での学びの全てを代替することはできず、子供たちの心身の健やかな成長や発達を十分に保障することはできないということも改めて強く認識された。PISA2022 の調査結果においても、前回 2018 年調査から、OECD の平均得点は低下した一方、日本は3分野全てにおいて前回調査より平均得点が上昇しており、この結果について、新型コロナウイルス感染症のため休校した期間が他国に比べて短かったこと等が影響した可能性があることが OECD から指摘されている²⁸。

- 今日、知識を得ることだけに着目すれば、デジタルやオンラインを活用することも含め、学校外でも様々な選択肢を選ぶことが可能となったとの指摘もあるが、ICT リテラシーの違いが学びの格差につながらないよう、特に、様々な背景や特性を持った子供たちが教室に在籍している義務教育段階では、一人一人の特性や状況等を理解した教師の対面による指導・支援の下、④で後述するように子供たちに学びの主導権を適切に委ねていくことにも十分留意しつつ、こうしたデジタルやオンラインの情報技術を有効に活用していくことが重要である。
- これからの学校教育においては、こうした社会の変化も十分に踏まえつつ、学校に児童生徒と教師が集い、共に学び、生活する中で子供たちの資質・能力を育み、民主的で公正な社会を実現するという義務教育段階における学校教育の役割や価値が十分に発揮されるように特に留意する必要がある。
- 文部科学省の調査研究事業²⁹によれば、約7割の児童生徒が「学校に通うのは楽しい」、「学校での人間関係（友達やクラスメイト、先生）に満足している」、「学校の中（クラスや委員会活動等）に自分の役割がある」と感じている一方、「学校で勉強することは楽しい」と考える児童生徒は全体の約半数程度となっており、学年が上がるほど少なくなる傾向にある。
- また、子供たちが学校生活を通じて身に付けたいことは、小学生、中学生ともに、「基礎的・基本的な知識・技能」という回答が最も多い一方、「失敗を恐れず挑戦する力」、「相手に伝わるように自分の考えを表現する力」については、学校生活を通じて身に付けたいと考える児童生徒が半数以上であるのに対して、実際に身に付けていると考える児童生徒は3割未満と、回答割合の差が特に大きいことが示されている³⁰。このうち、「失敗を恐れず挑戦する力」については、児童生徒からの期

²⁸ 文部科学省・国立教育政策研究所「OECD 生徒の学習到達度調査 PISA2022 のポイント」

²⁹ 文部科学省「義務教育に関する意識に係る調査」（令和5年12月公表）

³⁰ 回答割合の差が大きいものから順に、「失敗を恐れず挑戦する力」（33ポイント差）、「相手に伝わるように自分の考えを表現する力」（31ポイント差）、「自ら判断する力」（28ポイント差）、「ものごとに見通しをもって計画的に取り組む力」（26ポイント差）、「新しいものや考えを生み出す創造的な力」（25ポイント差）となっている。

待に比して、教師の優先順位は必ずしも高くないという結果³¹となっている等、児童生徒と教師との間で、学校生活に対する思いや考えにずれが生じている部分にも着目し、改善を図っていくことが重要である。

- こうした子供たちの学校教育に対する思いや願いを受け止めるとともに、過度に同調圧力が高まることのないよう、子供たちが安心して学ぶことができるように十分に留意しつつ、児童生徒と教師が集い、共に学び、生活し、成長する中で、民主的で公正な社会を実現する場としての学校の価値を最大化していくことが重要である。各学校において、オンラインやデジタル等の情報技術を有効に活用しながら、それぞれの状況に応じた「魅力ある学校づくり・授業づくり」を進めることにより、児童生徒、そして児童生徒の学びを支える教師が学ぶ楽しさや期待を感じながら、共に学校での学びに向かうことができるようにしていくことが求められる。
 - なお、子供たちが生きるこれからの未来社会における学びは、デジタルやオンライン等の情報技術の進展によって、より一層空間的・時間的制約を乗り越えたオープンなものとなっていくことが予想されるところであり、学校や授業の魅力を高め、GIGA スクール構想の下、1人1台端末をはじめ学校におけるデジタル学習基盤の整備が格段に進んだ環境を生かし、オンラインを通じて学校外の教育資源を有効に活用することがますます重要となる。この点については、Ⅲにおいて後述し、取り上げることにする。
- ④生涯学習社会を生き抜く自立した学習者の育成
- 生成 AI 等の情報技術の加速度的な進展等も見据えつつ、社会の変化に応じて、柔軟にキャリアチェンジしながら人生 100 年を生き抜く時代が到来するという指摘もある中で、こうした未来社会を生きる子供たちには、基礎的な知識及び技能を習得させ、これらを活用した思考力・判断力・表現力等を育成すると同時に、今後は、自らの学びに主体的に取り組む力、学びに向かう力をバランス良く育てていくことが一層重要となっている。
 - 本ワーキンググループにおいては、このような新しい時代における基礎的な知識及び技能とは何かを問い直していくことが求められるといった指摘や、特に、義務教育では、自立した学習者として子供たちを育てることが重要であり、自分に合った学び方をしっかりと身に付けさせることが大切であるとの指摘があった。
 - これに関連したものとして、教師が学習の動機付けや方向付けを行いつつ、子供たちに単元や題材のまとまりを見通した学習目標に加え、学びの手立てや学習に必

³¹ 「失敗を恐れず挑戦する力」については、児童生徒からの回答項目としては3番目に多いが、教師からの回答項目としては、全19項目中、回答が多いものから数えて11番目となっている。

要な多様な情報を提示しながら、子供たちが自分に合った教材や学習方法、学習時間を判断し、自分に合った学習計画を立て、自己調整しながら学び深める取組も広がっている。このような状況を踏まえ、全ての子供たちが自分の強みを生かしながら主体的に学ぶ環境の構築に向けて、多様性を包摂する柔軟な教育課程の編成・実施を進めるための方策について検討していくことが重要である。

- 子供たちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるように育てていくためには、ICT を有効に活用し、教師が個々の子供の学びの状況を把握しつつ、学びの主導権を子供たちに委ねることにより、子供たちが、自らの学びを「自分事」として捉え、自発的に他者と関わりながら自分で学びを深めていくような学習活動を、学年や学期等の一定の学校教育活動のまとまりの中に適切に組み入れていくことが重要である。
 - こうした活動において、1人1台端末とクラウドを活用することで、子供たちは、膨大な教材や情報に加え、自らの、そして他者の学びの足跡をも容易に参照することができるようになり、自分の学びに最適な教材や情報と出会い、子供たち自身で自分たちの学びを深め合っていくことが可能となる。教育委員会や学校・教師はICT の活用を過剰に制御するのではなく、ICT を活用して子供たちが主体的に学び続けることができるようにするための環境整備を進めることが重要である。
 - これらの取組と併せて、児童会（生徒会）活動や学校行事も含めた学校教育全般において子供たちが自ら他者と関わりながら積極的に参画し、挑戦する場面を適切に設定していくことが重要である。
- ⑤義務教育の目的を達成するための創意工夫の発揮
- 義務教育として一定の目的・目標や、そのために育成を目指す資質・能力の設定など、一定の共通した枠組みは設けられるべきであるが、真にそれらを達成するためには、どのような学校、どのような児童生徒に対しても、一律に、一様な教育活動を当てはめていくようなことは適切でなく、それぞれの学校や社会、児童生徒が置かれた状況やその特性に応じて、それぞれの実際の教育現場において創意工夫を凝らしながら教育活動を展開していくことが必要である。そもそも、授業を受ける児童生徒は教室ごとに異なっているのであり、教師による授業づくりはそれ自体が創造的なものである。
 - 画一的な教育の有り様は、義務教育の目的・目標の実現を遠ざけるばかりか、教師の立場を機械的なものへと追いやり、児童生徒と教師等との触れ合いによる生き生きとした教育の働きが十分に発揮されないということについて、改めて共通認識を持つことが重要である。

- ここまで述べたような今後のあるべき義務教育・学校教育の姿を実現していくためには、実際に教育が行われる現場において様々な創意工夫が発揮できるような環境整備を進めていくことが必要である。

⑥公教育を支える学習基盤に係る一体的な検討・充実

- 多様な背景や特性を有する一人一人の子供たちの状況を理解し、日々の変化や成長を見取り、励ましながら、子供たちの指導・支援を行う教師の役割は、デジタルやオンライン等では代替することのできない、かけがえのないものである。このため、教師のウェルビーイングを確保しつつ、高度専門職である教師が、子供の学びの姿と相似形³²のものとして、新しい知識・技能等を学び続け、子供の学ぶ姿から学び合うことで授業観・学習観を磨き、それぞれの創意工夫を発揮し、様々な職員や支援スタッフと一体となり、地域をはじめ多様な関係者・関係機関と連携・協働するチーム学校として子供たちにより良い教育を行うことができるよう、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進めていくことが必要である。
- また、今後、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実・強化を一層図っていくことが重要であり、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資する効果的な教育を展開することができるよう、これまでの取組も踏まえつつ、授業時数も含めた教育課程の編成に関する学校裁量の在り方について検討することが必要である。
- これら学校における指導・運営体制の充実や教育課程の在り方の検討等に加え、教科書・教材、教員免許・教員研修、ICT、学校施設等の公教育を支える学習基盤についても、学校現場における創意工夫を引き出し、子供たちの学習意欲や創造性を育むものとして、それぞれ専門的な見地から検討を深め、充実を図っていくことが求められる。
- そして、今後の各分野における専門的な検討が一体的なものとして深められ、次期学習指導要領の改訂の検討と相互に連動しながら進められていくことが期待される。

³² 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月中央教育審議会）においては、教師の学びの姿も、子供たちの学びの姿の相似形であるといえとし、子供たちの学び（授業観・学習観）とともに教師自身の学び（研修観）を転換し、「新たな教師の学びの姿」（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」）を実現することとしている。

Ⅲ. 学びにおけるオンラインの活用³³

1. 基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は学校の一斉臨時休業や学校教育活動の制限をもたらしたが、一方で、その間、1人1台端末をはじめとして学校におけるICT環境の整備が急速に進み、学習基盤や教育環境に大きな変革をもたらした結果、ICTの活用が着実に進んでいる。
- 例えば、1人1台端末を活用し、学校外の専門家とオンラインでつないだり、他の学校・地域や海外との交流を行ったりするほか、学校に来られない病気療養児や不登校児童生徒がオンラインで授業に参加するなど、空間的・時間的制約を乗り越えた学びが展開されている。令和4（2022）年度では、義務教育段階の学校の約8割において、遠隔システムを活用した同時双方向型の教育を実施³⁴しているとされる。
- また、中山間地域や離島などに立地する小規模校においても、遠隔授業³⁵の実施を通じて学びの充実を図る取組が進められている。少子高齢化の急速な進展により、公立小中学校の学校数及び児童生徒数は共に過去10年間で約10%減少しており、児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営が求められる中で、オンラインの活用は今後一層重要となると考えられる。
- このように、オンラインの活用は、多様な人々とのつながりを実現するほか、教科等の学びを深めたり、個々の児童生徒の状況に応じた学びや家庭学習の支援を通じた学校と家庭のシームレスな学びを可能としたりするなど、様々な活用場面や効果が指摘されており、Ⅱ. 2で確認した基本的な考え方に基づくこれからの学校の在り方の実現にも資するものである。
- 以上を踏まえると、これからの学校教育においては、学校での学びをより充実させるとともに、学びへのアクセスを保障するという観点から、学校や子供たちの実態に応じ、オンラインを積極的に活用していくことが求められる。
- その際、こうした取組を「子供のためであれば」と頑張る教師の献身的な努力のみ

³³ ここでいうオンラインの活用は、対面でのクラウド上の教材活用等は含まず、専ら遠隔によるものをいう。

³⁴ 文部科学省「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」より、小学校、中学校、義務教育学校の数値を基に算出。

³⁵ 「遠隔授業」とは、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育である「遠隔教育」のうち、授業で遠隔システムを使うものを指す（遠隔教育の推進に向けたタスクフォース「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成30（2018）年9月））。

に頼るようなことはあってはならず、学び手や学校、地域等の個々の状況に応じたオンラインの活用を各学校・教育委員会が戦略的に行うことができる環境を構築することが重要である。

- オンラインは学びのツールの一つであり、教育の質の向上や子供たちの学びへのアクセスの保障を実現するための最適な手段は何かという観点から選択し、活用することが適切である。もとより、学校教育の中心である授業は、単に知識を伝達するものではなく、児童生徒と教師、児童生徒同士が触れ合い、関わり合う中で、対話や協働、学び合いや教え合い等を通じて学習する場である。特に義務教育段階においては、教師が児童生徒と共に学校生活を過ごし、日常的に児童生徒一人一人の特性や状況等を把握すること等を通じ、教師と児童生徒との信頼関係や児童生徒相互のより良い人間関係を構築することが質の高い教育活動を行っていく上で不可欠であることを踏まえる必要がある。
- また、先述したとおり、これからの学校教育のあるべき姿としては、学校に教師と児童生徒が集い、共に学び、生活する中で子供たちの資質・能力を育てていくという義務教育段階における学校教育の役割や価値が最大限に発揮されることが重要であり、オンラインの活用を進める上では、特にこの点に留意することが必要である。
- すなわち、義務教育段階におけるオンラインの活用は、学校や教師に代わるようなものではなく、対面による指導の中でオンラインを適切に組み合わせることで、子供たちの興味・関心を喚起し、学習活動の幅を広げる観点から教師をサポートし、児童生徒の学習をより充実させるものとして位置付けられるべきである。
- また、教育現場におけるオンライン教育の活用に関しては、「教育現場におけるオンライン教育の活用」（令和3（2021）年3月29日内閣府特命担当大臣（規制改革）、文部科学大臣）において確認された以下の内容を十分に踏まえる必要がある。
 - ・各学校における創意工夫の下、児童生徒等の発達段階に応じて、オンライン教育を有効に活用して、教師等が児童生徒等に寄り添い、質の高い教育が行われるようにしていかなければならないこと。
 - ・児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であること及び教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないことを踏まえる必要があること。
 - ・オンライン教育の活用については、学校現場の創意工夫が十分に発揮されるよう、学校現場を後押しすると同時に、教育現場の創意工夫が阻害されないよう注意しながら、学校において、質の高い教育と児童生徒の安全・安心が保障されるよう確認しながら取組を進めること。

- 上記の基本的な考え方を前提に、今後のあるべき学びにおけるオンラインの積極的かつ有効な活用に向け、次に述べる具体的方策に取り組むことが必要である。

2. 必要な方策

(1) 義務教育におけるオンラインを活用した学びの充実のための取組

① 義務教育段階における活用方策

- 前述のとおり、オンラインの活用は、学校同士をつないだ合同授業の実施や外部人材の活用など、教師の指導や子供たちの学びの幅を広げることや、特別な配慮や支援が必要な子供たち等の学習機会の確保を図るという観点から重要な役割を果たしている。義務教育段階の学校におけるオンライン教育の実施状況は、令和元（2019）年度には約 7.1%であったところ、令和 4（2022）年度には約 77.2%と大幅に増加している³⁶。特に、おおむね 1 人 1 台端末環境が整備された令和 3（2021）年度の増加率（令和 2（2020）年度：24.7%→令和 3（2021）年度：72.4%）が著しく、オンラインの活用促進のためには、引き続き GIGA スクール構想を着実に推進することが不可欠である。

- 遠隔授業については、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成 30（2018）年 9 月 14 日遠隔教育の推進に向けたタスクフォース）を踏まえ、教育関係者の理解を深めるために、遠隔教育が効果を発揮しやすい場面や目的・活動例等を次のとおり類型化し、普及・啓発を行っている。各学校・教育委員会においては、これを参考に取組を進めるとともに、既に義務教育段階の学校の約 8 割が遠隔システムを活用した同時双方向型の教育を実施していることも踏まえつつ、過度に形にとらわれ過ぎない、それぞれの学校現場の創意工夫に基づいた柔軟な取組を進めていくことが求められる。

【1】合同授業型

- ・当該教科の免許状を保有する教師が行う複数の遠隔の教室での授業をつなぐもの。
- ・児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図ることが期待できる。
- ・小規模校同士、一定規模のある学校と小規模校、本校と分校、複式学級同士など多様な組み合わせで推進することが期待される。

【2】教師支援型

- ・当該教科の免許状を保有する教師が行う授業において、専門家等が遠隔の場

³⁶ 文部科学省「令和 4 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」より、小学校、中学校、義務教育学校の数値を基に算出。

所から協働して授業を行うもの。

- ・学校外の資源を活用した専門的な指導により、児童生徒の興味・関心を喚起し、学習活動の幅を広げる効果が期待できる。
- ・ALT や大学教授等の専門家、企業や NPO で活動する実務家等の外部人材を活用した学習や、博物館・美術館等と連携した学習等において、「教師支援型」の遠隔授業を実践することによって、空間的・時間的制約を乗り越えつつ専門性を重視した指導が可能となり、授業の質を高める上で効果的である。
- ・免許外教科担任³⁷が授業を担当せざるを得ない場合に、優れた指導力を有する他校の教師が遠隔地から授業に参加することにより、授業の質の向上に加えて、免許外教科担任の資質向上が図られることも期待される³⁸。

【3】教科・科目充実型

- ・当該学校の教師（当該教科の免許状の有無を問わない）と共に当該教科の免許状を保有する教師が遠隔の場所から授業を行うもの。
- ・授業計画の作成や評価は主として配信側の教師が行い、受信側の教師は、個々の生徒に寄り添い励ましながら授業の進行をサポートするとともに、学習活動に取り組む生徒の様子を配信側の教師に伝え、必要に応じて授業の進め方等についての助言や意見交換を行うことにより、配信側の教師と協力して授業を作り上げていく。
- ・高等学校段階では、「教科・科目充実型」の遠隔授業を活用して、先進的な内容の学校設定科目や相当免許状を有する教師が少ない科目（第二外国語等）の開設、中山間地域や離島等に立地する小規模校における地理歴史科・理科等に係る幅広い選択科目の開設など、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図ることが期待される。
- ・中学校段階では、小規模校において当該教科の免許状を有する教師を確保できない場合や、習熟度別指導と組み合わせ、高度な内容を学習するグループを対象とした専門家による遠隔指導を行う場合などにおいて、学校や地域等の状況に応じて、遠隔教育特例校制度を活用し、生徒の学びの機会の充実につなげていくことが期待される。

○ これらのうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業については、元来、高等学校段

³⁷ 本来、学校教育は、相当免許状主義に基づき、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する教師によって指導されることが原則とされているが、取りうる手段を尽くしてもある教科の免許状を保有する教師を採用できない場合に、1年以内の期間に限り、都道府県教育委員会の許可により、校内の当該教科の免許状を有しない教師が当該教科の教授を担当することが認められる例外的な措置。

³⁸ 「免許外教科担任の許可等に関する指針」（平成30年10月5日文部科学省初等中等教育局教職員課）においては、免許外教科担任の許可を受けた教師が対面で指導している場合でも、当該教科の免許状を保有し、優れた指導力を有する他校の教師が遠隔地より参画することは、授業の質を高める上で有益であり、当該教師の担任する免許外教科の免許状を有する教師が在籍する近隣校との連携や遠隔システムの活用等によって当該教師を支援する体制を整備することなど、適切な支援策が講じられるよう留意することが適切である旨が示されている。

階において、高校生に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必修科目の教科・科目の趣旨（共通性）に加え、生徒がその進路・特性等に応じて、多様な各教科・科目³⁹を選択して履修させることにより、学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅（多様性）が認められていることを踏まえて、その積極的な活用が期待されているものである。

- この点、中学校段階においても、「教科・科目充実型」の遠隔授業を通じ、多様なニーズに応じた質の高い教育を実現するため、高等学校段階の取組を参考に、令和元（2019）年度から遠隔教育特例校制度が創設されている。後述するとおり、遠隔教育特例校制度については、制度の活用が進んでいない等の課題が指摘されており、更なる活用に向けた見直しを図ることが求められる。
- 一方で、中学校段階は、高等学校とは生徒の発達の段階が異なるとともに、教育の目的・目標、教育課程、教職員配置等の制度面に違いがあることを踏まえれば、遠隔教育特例校制度の更なる活用に向けた見直しを図ると同時に、より一般的なものとしてその活用場面が想定される「合同授業型」や「教師支援型」の遠隔授業を推進するための方策に取り組んでいくことが重要である。
- 特に、現行学習指導要領においては、学校教育を学校内に閉じず、地域や社会の人的・物的資源も活用し、社会との連携・協働によりその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、教育の目的や目標の実現に必要な教育内容等の教科等横断的な視点での組立て、実施状況の評価と改善、人的・物的体制の確保などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立を図ることとされている。このことを踏まえ、GIGA スクール構想の下で、学習基盤としての ICT 機器の整備が格段に進んだ環境やデジタル技術・学習データを活用した学びの環境を最大限に生かして遠隔授業を積極的に展開することにより、一つの学校で全てを完結させる、又は学校内の資源だけで完結させざるを得ない状況から生じる、学校運営の「自前主義」から脱却し、一人一人に応じたより質の高い教育を実現するため、コミュニティ・スクールの仕組み（学校運営協議会制度）⁴⁰を生かすなど、家庭や地域も含め、学校内外の教育資源を最大限に活用していくことが重要である。
- その際、義務教育においては、児童生徒の発達段階や、原則として全ての児童生徒が共通した教科等を履修することができるよう、必要な専門性を有する教員免許

³⁹ 各学科に共通の教科 11 教科・55 科目、専門教科 13 教科・229 科目。

⁴⁰ 文部科学省「令和5年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」によると、公立学校の52.3%（18,135校）、うち義務教育段階では58.3%（16,131校）においてコミュニティ・スクールが導入されている。

を持った教師が各学校に配置されていること等を踏まえれば、子供たちの興味・関心を喚起し、児童生徒の学習をより充実させるものとして、特に、プログラミングや英語等の外部専門人材の有効な活用が期待される分野における児童生徒の興味・関心に応じた発展的な学習活動のほか、各教科や総合的な学習の時間等における探究的な学習活動、STEAM 教育⁴¹等の教科等横断的な学習等において、その積極的な活用が図られることが求められる。

- なお、外部人材を活用した遠隔授業を通じて、より質の高い教育を実現するためには、外部人材と教師との事前・事後打ち合わせを含む連絡調整が不可欠であり、その活用を促進していく上で、ICT 支援員の配置拡充等を含めた指導体制の充実等、教師の負担の軽減につながる方策を講じていくことが求められる。

<具体的方策>

- ・ GIGA スクール構想の着実な推進を通じた 1 人 1 台端末の着実な更新、安定したネットワーク環境の整備などのデジタル学習基盤の整備を推進する。
- ・ プログラミングや英語等の外部専門人材の有効な活用が期待される分野における児童生徒の興味・関心に応じた発展的な学習活動、各教科や総合的な学習の時間等における探究的な学習活動、STEAM 教育等の教科等横断的な学習等における遠隔授業による外部専門人材を活用した事例の収集・発信を行う。
- ・ 文部科学省 CBT システム (MEXCBT) の機能拡充・活用拡大及びデジタル教材等が連携する仕組みの構築を進めることにより、教育データを分析・利活用できる環境整備を推進する。
- ・ ICT 支援員の配置拡充等を含めた指導体制の充実等に取り組む。

② 小中学校の連携・接続

- 小・中学校段階では、同一市区町村内の学校同士、近隣市町村の学校同士など様々な形態によって、学習集団の充実を通じた学びの充実が図られている。中でも、同一市区町村内かつ進学先が同一の中学校である小学校同士の連携は、中学校への進学前の段階から子供たち同士の交友関係を深め、円滑な小中学校の接続に資するとの指摘もある。

⁴¹ 令和答申においては、「STEAM 教育は、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、産業界等と連携し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていく高度な内容となるものであることから、高等学校における教科等横断的な学習の中で重点的に取り組むべきものであるが、その土台として、幼児期からのものづくり体験や科学的な体験の充実、小学校、中学校での各教科等や総合的な学習の時間における教科等横断的な学習や探究的な学習、プログラミング教育などの充実に努めることも重要である。さらに、小学校、中学校においても、児童生徒の学習の状況によっては教科等横断的な学習の中で、STEAM 教育に取り組むことも考えられる。その際、発達の段階に応じて、児童生徒の興味・関心等を生かし、教師が一人一人に応じた学習活動を課すことで、児童生徒自身が主体的に学習テーマや探究方法等を設定することが重要である。」とされている。

- 小中学校の連携・接続という観点からは、このような小学校同士での取組に加え、中学校の教師が同一市区町村内の小学校に対して遠隔授業を行うことにより、いわゆる乗り入れ指導のメリットとして挙げられている、義務教育9年間を通じた教育活動の推進や取組の充実、児童の中学校への進学に対する不安の解消、子供たちの良さの多面的な評価や資質・能力の育成につながることを期待される。
- このように、オンラインの活用により、学校間の距離がある場合であっても地理的制約を乗り越えた小中学校の交流が推進され、学校段階間のギャップの緩和又は解消に資することが期待される。校種間の移行の際に、環境への不適應やミスマッチが起こりやすいとの指摘を踏まえると、オンラインの活用は、学校種を越えて教師が連携し、子供たちの発達の連続性を保障するツールの一つとなり得ると考えられる。

<具体的方策>

- ・オンラインを活用した小中学校の連携・接続の好事例の周知を行い、その普及を図る。

③ 中山間地域や離島等に立地する小規模校における活用

- 中山間地域や離島等の小規模校では多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会や、専門的な知識を有する者による指導の機会を充実させる観点から、オンラインを積極的に活用することにより子供たちの学びの充実を図ることが特に求められる。
- 小規模校における「合同授業型」の遠隔授業のメリットは、児童生徒数が少ない中であっても、多様な友人と出会い、様々な意見や考えに触れることで自分の考えを深められることのほか、協働的な学びにつながることで、コミュニケーション力や社会性が養われること等が挙げられる。また、遠隔合同授業を契機に遠足等の対面による活動を合同で実施することにつなげていくなど、オンラインによる学びを、対面による学びの充実に発展させていくことも有効であると考えられる。さらに、小規模校において懸念される子供たち間の固定的な人間関係を解消する観点からは、同時双方向型のオンラインを活用した合同授業に一斉に接続するだけでなく、子供たちが個々の関心に応じて他校の子供にそれぞれ接続し、学びを深めるといった方法も考えられる。
- 「教師支援型」の遠隔授業についても、ALT や専門家等の外部人材の活用や、博物館や美術館等の学校以外の機関との連携などを通じ、遠隔にある教育資源を効果的に取り入れることは、空間的・時間的制約を乗り越えながら子供たちの学びの充実に資するものであることから、中山間地域や離島等に立地する小規模校においてより積極的な活用が期待される。また、特定の教科指導を経験年数の少ない教師だ

けで担う場合等において、経験豊かな他校の教師が遠隔から授業に参加することにより、授業の質が高まるとともに、小規模校における研修・研鑽の機会の充実につながることを考えられる。

- 一部の小規模校においては、全ての教科の免許状を有する教師を配置することができず、免許外教科担任をやむなく配置する例が見られる。教育基本法に定める学校教育の目的の達成を、教師の資質・能力の面から制度的に担保するという相当免許主義の趣旨を踏まえると、免許外教科担任制度の利用は可能な限り抑制されるべきであり、当該教科の免許状を有する教師を確保できない場合に、免許外教科担任に頼ることなく、遠隔にて専門性の高い教師による指導を可能とする遠隔教育特例校制度は、「教科・科目充実型」の遠隔授業として、小規模校において特に効果的と考えられる。また、やむを得ず免許外教科担任が授業を担当せざるを得ない場合であっても、当該教科の領域の一部について「教科・科目充実型」や「教師支援型」の遠隔授業を活用することは、専門性を重視した指導が可能となり授業の質を高める上で効果的であることに加え、免許外教科担任の負担軽減にもつながることが期待される。なお、遠隔教育特例校制度の活用は、学校におけるオンラインを活用した学びの更なる推進方策の一つとして有効であることから、④において後述することとする。
- 以上を踏まえ、中山間地域や離島等に立地する小規模校においては、「合同授業型」、「教師支援型」、「教科・科目充実型」など、遠隔授業の積極的な活用を通じて子供たちの学びの充実を図ることが期待される所であり、小規模校におけるオンラインを活用した学びの充実に向けて、国においては、様々な実践・優良事例をまとめ、情報発信することが必要である。
- また、小規模校においてこうした特色ある取組を実施できるようにするためには、教育委員会や教育事務所による支援も重要である。特に、市町村内に同一の学校種が一つしかない市町村は、小学校等⁴²で 296 (17%)、中学校等⁴³で 620 (35%)⁴⁴となっており、これらの学校では、連携先の学校や配信を行うことのできる教師等を域外において確保することが必要となり、教育委員会同士の連携等が必要となる。
- 一方、小規模校を抱える自治体もまた小規模であることを踏まえると、広域自治体としての都道府県による小規模自治体への支援は必要不可欠である。都道府県は域内の取組事例を収集し、参考となる取組について情報提供するほか、小規模校において活用できる事業等を積極的に実施することが考えられる。例えば、一部の都

⁴² 小学校及び義務教育学校の前期課程

⁴³ 中学校及び義務教育学校の後期課程

⁴⁴ 文部科学省「就学校の指定・区域外就学の活用状況調査」(令和5年3月24日公表)

道府県においては、県立の遠隔授業配信センターを設置するに当たって、高等学校に対する遠隔授業の配信の拠点とするだけでなく、小学校・中学校に対してキャリア教育や探究的な学びを推進する拠点とすることを目指している⁴⁵。また、遠隔合同授業を希望する学校がサイトに登録し、条件に合う学校をマッチングできるコミュニティサイトの開設などを行っている都道府県もある⁴⁶。このように、都道府県においては、学校や自治体の規模に関わらず、域内全体の教育水準の維持向上を図る観点から、オンラインの活用を通じた学びの充実に向けて、積極的な取組を行うことが期待される。

<具体的方策>

- ・中山間地域や離島等の小規模校におけるオンラインを活用した学びの好事例の周知を行い、その普及を図る。
- ・「免許外教科担任の許可等に関する指針」において、免許外教科担任の解消に向けて、「教科・科目充実型」の遠隔授業を積極的に活用することが望ましいことや、やむを得ず免許外教科担任を許可せざるを得ない場合においても、免許外教科担任への支援策として、当該教科の領域の一部について「教科・科目充実型」や「教師支援型」の遠隔授業を活用することが適切である旨を明確化する。
- ・オンラインを活用した学びの充実について、広域自治体としての都道府県の取組の好事例の周知を行う。

④ 更なる推進のための遠隔教育特例校制度の見直し

- 国においては、令和元（2019）年に遠隔教育特例校制度を創設し、中学校等⁴⁷において、地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認められる場合に、遠隔から授業を行うことを可能としている。
- 本制度は、一部の小規模校において当該教科の免許状を有する教師を確保できない場合に、遠隔にて専門性の高い教師による指導を可能とする「教科・科目充実型」の遠隔授業の特例制度である。本制度により、生徒がより専門性の高い授業を受けることが可能となり、生徒の学びの機会の充実のほか、先述したように、専門外の教科を指導するため大きな負担となっているとの指摘もある免許外教科

⁴⁵ 高等学校教育の在り方ワーキンググループ（第2回）資料2「長崎県教育委員会発表資料」参照。
また、高知県教育委員会においても、遠隔授業配信センターを設け、特に中山間地域に立地する小規模高等学校に対して遠隔授業を実施しており、遠隔授業を実施する高等学校の体験入学において中学生を対象とした遠隔での体験授業を実施している。

⁴⁶ 義務教育の在り方ワーキンググループ（第8回）資料2「北海道教育委員会、幌延町教育委員会発表資料」参照。

⁴⁷ 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部をいう。

担任の解消や負担の軽減につながることを期待されている。また、当該教科の免許状を有する教師を配置できている場合であっても、習熟度別指導と組み合わせることにより、より高度な内容を学習するグループを対象に遠隔教育特例校制度を活用した遠隔授業を行うなど、子供たちの学習状況に応じた指導が可能となる。

- 現に遠隔教育特例校制度を活用している学校においては、生徒からの「配信側の生徒と一緒に楽しく授業を受けられる」、「同じ授業を受けられ、配信側の生徒と意見の交流ができるので、学習意欲が高まる」、「内容の濃い授業を受けられて良かった」、「習熟度別学習で、専門人材からの授業を受けられたので、一人一人しっかりアドバイスをもらえた」といった反応や、教師からの「遠隔授業は、町内の子供の学習活動の充実につながっている」、「免許外（専門外）の教師は、授業準備の負担が軽減される」、「スペシャリスト教師による個別の指導を進んで取り入れたことで、生徒の学習に対する興味・関心や理解度が向上した」といった反応が報告⁴⁸されているところである。
- 一方で、本制度の創設から4年が経過しているが、遠隔教育特例校の指定校数は令和5（2023）年6月現在で6校と、活用は限定的である。現行制度では、文部科学大臣の指定を受けることとされているため、毎年度申請書を提出する必要があり、申請手続が教育委員会等にとって負担であるとの意見や、例えば教科の免許状を有する教師の休職等に伴い、年度途中で急遽短期間実施する等、柔軟に制度を活用できるようにすべきという意見もある。この点、高等学校等⁴⁹においては、平成27（2015）年4月に施行された学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、文部科学大臣の指定を受けることなく、「教科・科目充実型」の遠隔授業を行うことができることとされている。
- 前述のとおり、学びの充実という観点からオンラインを積極的に活用することが重要であることも踏まえると、遠隔教育特例校制度について、学校現場の創意工夫が発揮され、地域の実情に応じたより効果的かつ柔軟な実施が可能となるよう、国において、高等学校と義務教育段階の違いを十分に踏まえながら、必要な要件や留意点について整理しつつ、制度の見直しを行うことが必要である。
- なお、現に遠隔教育特例校制度を活用している学校からは、課題として、「音がずれて聞きづらいことがある」、「ICT機器等の調子が悪いと、先生の声が止まったり、受信側から話しても、配信側に声が届いていなかったりすることがある」との報告もあり、遠隔授業を推進する上では、デジタル学習基盤の整備・充実を

⁴⁸ 義務教育ワーキンググループ（第8回）資料2「北海道教育委員会、幌延町教育委員会発表資料」及び資料3「茨城県教育委員会発表資料」参照。

⁴⁹ 全日制・定時制課程の高等学校及び中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。

図ることが不可欠であることを強く認識する必要がある。

<具体的方策>

- ・遠隔教育特例校制度について、学校現場の創意工夫が発揮され、地域の実情に応じたより効果的かつ柔軟な実施が可能となるよう、高等学校と義務教育段階の違いを十分に踏まえながら、必要な要件や留意点について整理しつつ、制度の見直しを行う。

(2) オンラインを活用した学びへのアクセスを保障するための取組

①不登校児童生徒への対応

- 不登校児童生徒の支援におけるオンラインの活用は、他の児童生徒や教師と直接関わったり、家から出たりすることが難しい状態にある場合であっても、オンライン上でのコミュニケーションを取ったり、授業の配信を受けたりすることができることなどがメリットとして挙げられる。
- 令和4（2022）年度現在、約4割⁵⁰の不登校児童生徒が学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない状態にあり、対面による支援が難しい状況にある不登校児童生徒に対し、オンラインを活用してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、NPO やフリースクール等を含む民間団体、民間機関による相談支援や学びの場を提供することを通じて、不登校児童生徒や保護者が孤立することなく地域社会とつながり、社会性を育むことができる居場所づくりを関係機関と連携しながら進めることが重要である。なお、関係機関との連携に当たっては、教育委員会が適切に関わりながら、例えばコミュニティ・スクールの仕組みを活用することも有効である。
- オンラインを活用した学びの確保という観点からは、不登校児童生徒が自宅におけるICT等を活用した学習活動を行った場合、学校長の判断で出席扱いとすることができることとされている。令和3（2021）年度、出席扱いの数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大で急増しており、令和4（2022）年度も小・中学校合わせて10,000人以上の子供たちが出席扱いとなっている⁵¹ものの、その結果が成績に反映されている例は極めて少ないとの指摘もある。不登校児童生徒の頑張りを適切に評価できるようにするための取組が、それぞれの学校現場において適切に実践される方策について、検討することが求められる。
- 教育支援センター、フリースクール等の学校以外の場のほか、教室に入りづら

⁵⁰ 文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、約38.2%。

⁵¹ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」令和3年度及び4年度の結果より。

い児童生徒が過ごす、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）等の学校内の場においても、不登校児童生徒が、オンラインを活用して必要な支援につながることでできる環境の整備が求められる。あわせて、不登校児童生徒の中には、オンライン上であっても他の児童生徒や教師との同時双方向の関わりが困難な子供もいることから、こうした不登校児童生徒についても必要な支援を提供することができるよう、オンデマンド型の学習コンテンツを充実することも重要である。また、メタバース空間における不登校児童生徒への支援が有効であるとの指摘もあり、こうした先進的な取組についても実践事例を踏まえた研究を行い、成果を周知することが求められる。

- 子供たち一人一人のニーズに応じた多様な学びの場の一つとして、学びの多様化学校の設置を進めることが重要である。国においては早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう分教室型も含めて全国 300 校の設置を目指しているが、令和 5（2023）年 4 月現在において 24 校となっている。今後、地域や児童生徒等の状況に応じて、速やかに学びの多様化学校の設置を促進していく中で、遠隔授業を活用した分教室型や分校型の展開など、多様な形で設置を進めていくことも考えられる。
- なお、先述のとおり、現に不登校児童生徒の約 4 割が学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない状態にあることも踏まえ、不登校児童生徒への支援に係る選択肢を増やす観点から、オンラインで支援を行う環境整備を進めることは重要であるが、不登校児童生徒の状況は様々であり、オンラインの活用ありきで支援を検討することは適当ではなく、オンラインでの支援を行うことが適切であるかどうかは一人一人の子供の状況に応じて慎重に判断することが必要である。心理的・福祉的な課題やコミュニケーション上の課題、学習上の課題など、不登校児童生徒が抱える課題はそれぞれ異なることを踏まえ、一人一人の子供たちに応じた必要な支援を検討する中で、その選択肢の一つとしてオンラインの活用を位置付けることが重要である。
- オンラインを活用した支援を家庭で受ける場合には、家庭における Wi-Fi 等の通信環境やデバイスの整備状況に加え、居室空間など、家庭環境に起因する差が生じやすいことにも十分留意する必要がある。
- また、オンラインでの支援のみでは義務教育段階の子供たちの成長や発達にとって重要な他の子供たちとの関わり方を学ぶことが困難であるとの懸念が指摘されているほか、多くの不登校児童生徒は時間の経過に伴い対面でのコミュニケーションを希望するようになるとの指摘があること等を踏まえると、義務教育段階の子供たちへのオンラインの活用は不登校児童生徒への支援の一つのステップと

して位置付け、長期的な目線を持って、対面指導とのバランスを取ることが重要であることに留意が必要である。

＜具体的方策＞

- ・不登校児童生徒に対するオンラインを活用した相談体制の構築を推進する。
- ・学校内外で支援が受けられていない不登校児童生徒がオンラインで必要な支援につながるができるよう、教育支援センターにおける ICT 環境を整備するとともに、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）等の多様な学びの場の整備を推進する。
- ・不登校児童生徒のオンラインによる学びのため、オンデマンド型も含めたコンテンツの利用促進・周知に取り組む。
- ・メタバース等を活用した不登校児童生徒への先進的な支援について、実証研究を行い、成果を周知する。
- ・不登校児童生徒が自宅等において ICT 等を活用した学びを行った際に、出席扱いとするだけでなく、学習成果の成績への反映を促す。
- ・分教室型や分校型のものも含め、遠隔授業を有効に活用した学びの多様化学校の設置事例を収集・発信する。

②義務教育未修了者・形式卒業者への対応

- 令和 2（2020）年国勢調査によると、学齢期を経過した者の中で、未就学者が約 9 万 4 千人、最終卒業学校が小学校の者が約 80 万 4 千人存在することが明らかとなっている。また、近年増加している不登校児童生徒など、様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま形式的に卒業した者もいることが考えられる。これらの者に対して義務教育を受ける機会を実質的に保障する場として、夜間中学の設置促進が一層期待される。
- 夜間中学においては、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、外国籍の者など、通常の中学校とは異なる状況にある様々な背景を有する生徒が学んでいるところであり、夜間中学で学ぶ者の年齢、経験、就労の状況等を踏まえ、必要に応じて、その状況に応じた特別の教育課程を編成するほか⁵²、多様な背景を有する一人一人の生徒の状況に応じた教育活動を展開している。
- このように、多様な一人一人の生徒に対して、その状況に応じたきめ細かな指導を実現しつつ、授業を欠席した者や夜間中学への通学が困難な者に対し、可能

⁵² 文部科学省「令和 4 年度夜間中学等に関する実態調査」（令和 5 年 1 月 23 日公表）によると、令和 4 年 5 月 1 日時点で設置されていた全ての夜間中学 40 校において、夜間中学における教育課程特例を導入している。

な限り学ぶ機会を提供し、夜間中学での学びにつなげていくために、対面による授業を原則とした上で、オンラインを活用して夜間中学の授業の配信を受けることができるようにすることも考えられる。

<具体的方策>

- ・ 授業を欠席した者や夜間中学への通学が困難な者に対し、可能な限り学ぶ機会を提供し、夜間中学での学びにつなげていくために、対面による授業を原則とした上で、夜間中学の授業の配信を受けることは可能であることを周知する。

(3) 働き方や生活スタイルの多様化への対応

- 人々の働き方や生活スタイルは多様化しており、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設けて暮らす、いわゆる二地域居住や、ワーケーション⁵³を行う人々も増えている。二地域居住等は、人口減少・過疎化が進む社会において、地域への人々の誘致や移動を通じて交流人口を増加させ、地域活性化に資するものである。
- 義務教育段階においては、保護者には子供を学校に就学させることが義務として課されており、一定期間にわたり二地域居住等を行う場合においては、保護者の責任において住民票所在地の学校に子供を通学させるか、又は区域外就学制度の活用により一時的な居住先の学校に子供を通学させることが可能である。
- このうち、区域外就学に関しては、文部科学省の調査⁵⁴によると、過去に二地域居住等を行う保護者と共に普段の居住地から離れ区域外就学制度を利用した児童生徒を受け入れている自治体は、小学校等では134（8%）、中学校等では89（5%）であり、当該自治体が受け入れた目的・きっかけの約9割が「保護者からの希望があったため」としている。また、受け入れて良かったこととして、小学校等で約35%、中学校等で約30%の自治体が地域の児童生徒が多様な意見に触れることができるなど教育活動が活性化したと回答し、また、小学校等、中学校等ともに約25%の自治体が地域の活性化や移住促進、関係人口を増やすことにつながったと回答した。一方、事務手続が煩雑化したことや、教科書や授業の進捗の違いなど、転校前の学校との教育活動の継続が難しいことなどを課題として挙げている自治体もある。国においては、こうした課題を解消する方策例等の把握を進め、各自治体において、人々の働き方や生活スタイルの多様化も踏まえ、子供たちの教育上の影響等に留意した上で、学びの保障に取り組むことが重要である。

⁵³ 仕事（Work）と休暇（Vacation）を組み合わせた造語で、テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うものをいう。

⁵⁴ 文部科学省「就学校の指定・区域外就学の活用状況調査」（令和5年3月24日公表）

- 他方、文部科学省の実施した調査⁵⁵によると、二地域居住等により住所の存する市町村以外に一時的に居住する児童生徒が、住民票所在地の学校に通い続けるため、住民票所在地の学校の授業をオンラインで配信して欲しいという要望を受けたことがあるという自治体も一部（10自治体）あり、要望を受けた自治体の中には、指導要録上欠席として取り扱った上で、1人1台端末を活用し、在籍するクラスの授業を同時双方向型で配信し、一時的な居住先から児童生徒がオンラインで当該授業に参加したという例（3自治体）もあったところである。
- このような要望への対応を検討するに当たっては、子供たちの学びの継続という観点のほか、特に義務教育段階においては、児童生徒と教師、児童生徒同士が直接触れ合うことが基本であることを踏まえた子供への教育上の影響について、個々の事案に即して十分に検討することが必要であると考えられる。

<具体的方策>

- ・ 二地域居住等を行う保護者と共に普段の居住地から離れた児童生徒を、区域外就学制度を活用して受け入れる取組を行っている自治体について、受け入れに当たっての具体的な課題やその解消方策例等の把握を進める。

⁵⁵ 「二地域居住等の状況における授業のオンライン配信に関する要望について」（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室調べ）

IV. おわりに

- これからの子供たちは、社会が急激に変化し、その変化が予測できない中において、「正解」のない問いにも果敢に取り組みながら、未来を自ら切り拓いていくことが求められる。
- 子供たちがこのような時代を生き抜くためには、狭義の学力の状況に一喜一憂することなく、学校での学びの先にある10年、20年後の社会を意識した学びをデザインすることが求められ、生涯を通じて学びに主体的に取り組む、学びに向かう力の重要性がこれまで以上に増すと考えられる。
- また、本ワーキンググループにおいては、不登校児童生徒の数が増加の一途にあり、民間団体や民間施設で相談・指導等を受ける不登校の子供たちも急増していること等を踏まえ、学校と学校以外の学びの場の「境界線」が揺れているとの指摘があった。
- これまでとは異なるスピードで絶えず変化する社会と呼応するように、今、学校も転換点を迎えていると捉えることもできる。不登校児童生徒をはじめとして、実質的に学校以外の学びの場が唯一の学びの場となっている子供たちの存在を受け止める必要がある一方で、学校以外の学びの場を学校と同一のものとして取り扱うことは、社会の分断や格差を防ぎ、他者への信頼に基づく民主的で公正な社会を実現するという学校教育の本質的な役割を担保することができないことが懸念される。
- 不登校児童生徒に加え、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒、通常の学級において通級による指導を受けている児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒の増加等、子供たちの多様化が進む中であって、子供たちの多様な教育的ニーズに対応し、一人一人の可能性を伸ばしていく誰一人取り残されない教育を実現していくためには、何より、学校教育を、全ての子供たち、そして子供たちの学びを支える教師にとって、ウェルビーイングを高め、実現できる場としていくことが求められる。
- そのためには、それぞれの状況に応じた創意工夫が発揮されるよう学校現場の裁量性を高めるとともに、GIGA スクール構想の下で格段に整備が進んだデジタル学習基盤を最大限に活用して学校内外の教育資源を積極的に活用していくことにより、一人一人に応じたより質の高い学校教育を実現し、公教育としての学びを実質化していくことが重要である。
- また、本年8月には「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」において中間まとめが取りまとめられたところであるが、多様化する高等学校段階での学びをより充実したものとするためにも、ここまで述べてきたような義務教育段階での学びを改め

て問い直していくことが求められる。

- 本中間まとめでは、以上のような問題意識も踏まえ、義務教育の中核を担う主体として引き続き学校を位置付けながら、義務教育における今後の学校の在り方についての基本的な考え方や、その実現に向けた取組の方向性について取りまとめた。また、Ⅲで記載した学びにおけるオンラインの活用に加え、以下の内容についても広範な議論を行い、それぞれの問題意識・課題と主な論点について、論点整理のとおりまとめている。
 - ・ 主体的・対話的で深い学びを具体化するための ICT の活用
 - ・ 多様性と包摂性に基づく学校文化の醸成のための授業や学級経営
 - ・ 全ての子供が安心して学べる学校作りや学校教育になじめないでいる子供に対する学びの保障のための体制整備
- Iで紹介したとおり、これらの事項に関連するテーマについては、国や中央教育審議会においても専門的な検討が重ねられているところであり、それぞれの会議においては、本中間まとめにおける基本的な考え方や実現に向けた取組の方向性が、検討会議体を越えた共通事項として位置付けられるとともに、論点整理において提起された問題意識や論点を念頭に、更なる具体的な議論が深められることを期待する。
- 令和5（2023）年4月に施行されたこども基本法においては、子供に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達の程度に応じて子供の意見を表明する機会が確保されることが基本理念として規定されており、子供たち自身がこうした自ら有する権利を学び、実践する機会の充実を図ることが期待されることである。
- 学校は、全ての国民に公教育を提供し、子供の学ぶ権利を保障するものとして、学校教育に対する子供たちの様々な思いや願いを受け止め、子供たちにとって学びたいこと、やりたいことがたくさんある、わくわく感に溢れた場所であることが求められる。
- このことは、子供たちだけでなく、教師や学校、教育委員会にとっても同様に重要なテーマである。多くの教師が、新しい取組に積極的に取り組むべきと前向きに捉えている一方で、そのような取組を後押しする雰囲気あまりないと感じているとの調査結果⁵⁶もある。学校や教育委員会全体として学びのビジョンを共有し、その実現に向けて様々な取組に一体となって挑戦していく風土が今後更に広がっていくとともに、様々な取組が、教師や学校、教育委員会だけでなく、より良い教育を共に形成する一員として子供たちにも共有されていくことが期待される。

⁵⁶ 文部科学省「義務教育に関する意識に係る調査」（令和5年12月公表）

- 本中間まとめの実現に向け、国において、学校の価値を最大化するための学校現場の創意工夫を強力に後押し、そのための環境整備に取り組むとともに、学校や教育委員会においても、答えのない課題に向き合う子供たちと同様に、前例や固定観念にとらわれず、創意工夫を凝らした新たな取組に前向きに挑戦することを期待したい。
- そのためには、家庭や地域等の関係者の理解や協力を得ることも不可欠である。本中間まとめを契機に、教師や学校だけで何でもやろうとする、又は必要な支援や資源が不足し、教師や学校だけでやらざるを得ないことから生じる学校運営の「自前主義」から脱却し、コミュニティ・スクールの仕組みを生かすなどして、学校と保護者・地域住民・関係機関が、それぞれの役割を尊重した上で、信頼に基づいた対等な関係を構築し、次代を担う子供たちの育成という共通の目標の下、連携・協働した学校づくりが進むことを期待する。